

ID: 13

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市手数料徴収条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第69号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(手数料の減免又は免除)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により市長が取り扱わなければならないもの</p> <p>(2) 官公署又は公務員の職務上請求によるもの</p> <p>(3) 本市の住民で公費の救助又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(4) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活の扶助を受けているもの</p> <p>(5) 法令の規定により、戸籍証明について無料で証明を請求することができることとされているもの</p> <p>(6) 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているもの</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査請求に関し、審理員又は審査会等(行政不服審査法第81条の規定に基づく同条の機関(他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの)をいう。以下同じ。)は、審査請求人が経済的困難により手数料を納入する資力が無いと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、書面の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は、審査会等に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の書面には、審査申出人が第1項第4号に規定する生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日